

令和 7年 3月 12日

各支給認定保護者の皆様

認定こども園 木屋瀬保育園

施設型給付費等の額に係る法定代理受領について

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 7 年度の実績を御報告するものです。

(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

〈各月ごとの年齢別の施設型給付費の額〉

	乳児(0歳児)		1, 2歳児	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
4月	259, 110	248, 520	164, 730	154, 140
5月	259, 000	248, 410	164, 730	154, 140
6月	259, 000	—	164, 730	154, 140
7月	259, 000	248, 410	164, 730	154, 140
8月	259, 000	248, 410	164, 730	154, 140
9月	259, 000	248, 410	164, 730	154, 140
10月	259, 000	248, 410	164, 730	154, 140
11月	259, 220	248, 630	164, 950	154, 360
12月	259, 000	248, 410	164, 730	154, 140
1月	259, 110	248, 520	164, 840	154, 250
2月	259, 000	248, 410	164, 730	154, 140
3月	271, 410	260, 820	177, 140	166, 550

	3歳児		4歳児以上	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
4月	112,430	101,840	93,930	83,340
5月	112,320	101,730	93,820	83,230
6月	112,320	101,730	93,820	83,230
7月	112,320	101,730	93,820	—
8月	112,320	101,730	93,820	83,230
9月	112,320	101,730	93,820	83,230
10月	112,320	101,730	93,820	83,230
11月	112,540	101,950	94,040	83,450
12月	112,320	101,730	93,820	83,230
1月	112,430	101,840	93,930	83,340
2月	112,320	101,730	93,820	83,230
3月	124,730	114,140	106,230	95,640

	満3歳児	3歳児	4歳児以上
	教育時間	教育時間	教育時間
4月	—	235,500	215,850
5月	—	235,500	215,850
6月	—	235,500	215,850
7月	272,960	232,320	212,670
8月	272,960	232,320	212,670
9月	288,300	229,730	210,080
10月	281,150	222,580	202,930
11月	277,130	218,560	198,910
12月	281,150	—	202,930
1月	278,970	—	200,750
2月	286,120	—	207,900
3月	302,620	—	224,400